

村上税務署からのお知らせ

医療費控除などについて

○「セルフメディケーション税制」（医療費控除の特例）が新設されました

スイッチOTC薬（※1）の年間購入額が12,000円を超える場合に控除が受けられる制度です。控除を受けるには、健康診査（人間ドック、各種健診など）や予防接種など健康保持増進および病予防などの一定の取り組みをしている必要があります。

購入額 - 12,000円 = 控除額（上限88,000円）

※通常の医療費控除との併用はできません。

※1 スイッチOTC薬とは
医師が処方する医療用医薬品から薬局などで購入できるように転用した医薬品。領収書に対象医薬品であることが明記されています。

○医療費控除の対象となるもの

医師・歯科医師による治療代・治療のための医薬品の購入費、治療のためのはり師などによる施術、治療・診療を受けるために直接必要な通院費用・入院部屋代・松葉杖代など

○医療費控除の対象とならないもの

健康診断や美容整形の費用、予防接種や健康食品の費用、近視などのメガネや補聴器などの費用、通院のための自家用車のガソリン代・高速料金・駐車料金など

○戻ってくる金額（還付金額）

医療費控除により還付になる場合、戻ってくる金額は、源泉徴収されていた所得税のうち確定申告により精算した税金です（支払いをした医療費ではありません）。このため、申告しても戻ってくる金額がない場合があります。

※申告の際に領収書の代わりに明細書が必要となりました

医療費控除およびセルフメディケーション税制の申告の際は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。※明細書のひな形は税務署、市役所税務課にあります。

確定申告について

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅などで確定申告書が作成できますので、書面で印刷して郵送などでご提出ください。

※操作方法の簡単なリーフレットなども税務署・市役所で配付しています

《作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（☎0570-01-5901）

【受付日】 3月15日（休）までの月～金曜日（祝日を除く）

※2月18日・25日、3月4日・11日は日曜日も受け付けします

【受付時間】 午前9時～午後8時

○村上税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告の相談や受け付けを行います。

- ・期間 2月16日（金）～3月15日（休）まで（土・日曜日を除く）
- ・時間 午前9時～午後5時（受付は午前8時30分から）
- ・会場 村上税務署 1階 会議室

※相談会場は、大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や、受け付けを早めに締め切る場合があります

※申告書の作成には時間を要しますので、**午後2時ごろまで**にお越しください

確定申告書の提出の際には、

マイナンバーの記載＋本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

●問い合わせ 村上税務署 ☎53-3141（自動音声でご案内します）